令和８年１１月５日宣告　東京高等裁判所第６刑事部判決

令和８年(う)第５７８号　過失運転致死傷、道路交通法違反（変更後の訴因危険運転致死傷（予備的訴因　過失運転致死傷、道路交通法違反））被告事件

主　　文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中１９０日を原判決の刑に算入する。

理　　由

第１　本件事案の概要及び控訴の趣意（以下、略称等は原判決の例による。）

１　原判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、次のとおりである。

被告人は、令和６年５月６日午後４時１５分頃、中型特種自動車（冷蔵冷凍車）を運転し、群馬県伊勢崎市（以下省略）先道路の第２車両通行帯を前橋市ａ方面から伊勢崎市ｂ方面に向かい進行し、同所先の出口付近に本件中央分離帯が設けられ、信号機により交通整理の行われている本件交差点を直進するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方を注視してその道路状況に応じてハンドル・ブレーキ等を的確に操作することが困難な状態で、時速約９０ｋｍの高速度まで加速進行しつつ、本件交差点停止線手前約２６．８ｍの地点でハンドルを右に切って自車を本件中央分離帯に向けたまま本件交差点に進出させてそのまま進行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたことにより、その頃、本件交差点出口付近道路において、自車右前部を本件中央分離帯に衝突させて自車を制御不能の状態に陥らせ、本件中央分離帯を乗り越えて自車を対向車線上に進出させ、折から対向の第２車両通行帯を対向進行してきたＡ（当時２６歳）運転の普通乗用自動車右前部に自車右前部を衝突させ、さらに、対向の第１車両通行帯を対向進行してきたＢ（当時５２歳）運転の普通乗用自動車前部に自車左側面を衝突させ、よって、前記Ａ、同人運転車両助手席後部座席乗車中のＣ（当時２歳）及び同車両運転席後部座席乗車中のＤ（当時５３歳）に各傷害を負わせてそれぞれ死亡

させ、前記Ｂに傷害を負わせた。

２　本件控訴の趣意は、弁護人作成の控訴趣意書記載のとおりであり、論旨は事実誤認、法令適用の誤り及び量刑不当の主張であって、要するに、被告人は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にはなく、その旨の認識を欠き危険運転の故意もなかったのに、これらを認定して被告人に危険運転致死傷罪の成立を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認、法令適用の誤りがあり、また、仮に同罪が成立するとしても、被告人を懲役２０年に処した原判決の量刑は重過ぎて不当である、というのである。

第２　事実誤認及び法令適用の誤りの論旨について

１　原判決の判断及び理由（概要）

(1) 争点等

本件の争点は、被告人が本件事故当時、①飲酒をしてアルコールを身体に保有する状態にあったか否か、②アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあったか否かとされた。弁護人はこれらを争い、被告人には過失運転致死傷罪が成立するにとどまる旨を主張した。

(2) 前提事実等

原判決は、前提事実として、本件運送会社にトラック運転手として勤務する被告人が被告人車両（中型特種自動車。車両重量５８１０ｋｇ、車高３．３ｍの冷蔵冷凍車）を運転して配送業務に従事していた状況等を認定した上、本件当日被告人が運転を開始する前の状況として、被告人は、令和６年５月６日（以下、時刻の記載は同日のそれを指す。）午後２時５２分頃同社で呼気検査を受けた際にアルコールは検出されず、午後３時４７分頃被告人車両を運転して同社を出発したこと、本件事故が発生するまでの被告人の運転状況として、運転開始後午後４時３分頃までの間、時折時速約９０ｋｍ程度まで加速する場面が見られたものの、概ね車線や信号表示に従い前方車両との車間距離を保っ

て進行していたこと、被告人運転車両が第２車両通行帯を進行中、第１車両通行帯を進行していた軽四自動車が車線変更を開始し、午後４時３分頃、被告人が時速約７０ｋｍの速度から急ブレーキを掛け、軽四自動車に約３７０ｃｍの距離にまで被告人車両を接近させ、また、午後４時１３分頃から午後４時１４分頃の間、前方に車両（ワーゲン）が割り込むように進入したのに対し「ばっかやろう」と言い、ワーゲンが本件事故前交差点（ｃ信号交差点）を通過進行した一方、被告人車両は対面信号機の赤色表示により同交差点で停止し、午後４時１５分１５秒から同４３秒にかけて、同信号表示が青色に変化する約２秒前に発進し、約２８秒間で時速約９０ｋｍにまで加速して進行し、同４８秒にかけて、その速度のまま、本件中央分離帯の手前約６２．４ｍの地点で被告人は右にハンドルを切り、別の車両（フリード）が徐行進行していた右折専用レーンに被告人車両をはみ出させ、同約５２．３ｍの地点で左にハンドルを切り、右折中のフリードに向けるように声を発し、同車の存在する右方向に顔を向けて減速せず進行し、その約１秒後に被告人車両の右前後輪が本件中央分離帯に衝突して制御不能となり、本件中央分離帯を乗り越え、本件事故が発生したことなどを認定した。そのほか、本件事故後実施された被告人の採血検査や血液中のアルコール含有状況等に関する鑑定の結果等を認定している。

(3) 本件事故当時における被告人の飲酒の有無及びその程度（争点①）について

原判決は、３回採取された被告人の血液のいずれからも相当濃度のアルコールが検出されたことなどから、本件事故当時、被告人は飲酒によりアルコールを身体に保有する状態であったとし、アルコール医学等を専門とするＥ教授の証言を踏まえ、本件事故当時の被告人の血中アルコール濃度を少なくとも血液１㎖当たり１．４ｍｇであったと認定した。さらに、本件事故後に被告人車両内から焼酎（アルコール度数２０％、２２０㎖）の空き容器１本と同様の外観の空き容器１本が発見されたことについて、これらの焼酎２本を飲んだとすれ

ば前記血中アルコール濃度の推定値と矛盾しないアルコール量となること、運転開始前である午後２時５２分頃に行った呼気検査の結果アルコールが検出されず、午後３時１２分頃に被告人車両のエンジンが始動して録画が開始されたドライブレコーダー映像に飲酒状況が記録されていなかったことなどから、被告人は両時刻頃の間に前記焼酎２本を飲み、本件事故当時少なくとも血液１㎖当たり１．４ｍｇのアルコールを身体に保有する状態で運転していたと認定した。

(4) 被告人がアルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあったか否か（争点②）

原判決は、概要次のように説示して、被告人は本件事故当時アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったと認定した。

Ｅ証言によると、血液１㎖当たり１．０ｍｇを超えるアルコールを身体に保有する状態になると、注意、認知、判断、操作、意思決定等をつかさどる前頭葉の機能が強く抑制・障害され、運転に必須の能力である距離や速度の把握、状況判断、ハンドル・ブレーキ操作等の基本的な能力が障害されるほか、周囲の情報に対する分割注意能力が低下し、マルチプルタスクの同時遂行が困難になって、異常運転が繰り返し見られるようになることが認められる。また、同証言によれば、常習多量飲酒者は、アルコール耐性が形成されることで、飲酒状態であっても、ルーティンの経路を通常に走行している限りは、習慣化された行動であるため、目に見えるような運動機能障害は出にくいが、イレギュラーな状況に遭遇すると正常な判断・対処は困難になることが認められる。

本件事故当時の被告人は、当時の前記アルコール保有量からも、運転に重要な能力をつかさどる前頭葉の機能がアルコールの影響により強く抑制・障害された状態であったと認められる。

本件事故時の運転状況を検討すると、被告人は、走りなれた道路の本件中央分離帯の存在を十分認識しながら、限界速度である時速約９０ｋｍにまで加速

させ、本件中央分離帯まで３秒未満で到達するような状況で全く減速せずに本件中央分離帯のある右側にハンドルを切るという、被告人車両を本件中央分離帯に衝突させかねない危険な行為に自ら出ており、車両の速度感や本件中央分離帯との距離感に大きな狂いが生じていたと認められる。被告人は、その後左にハンドルを切って本件中央分離帯との衝突を避けるための一応の動作をとったが、被告人車両は重心が高くハンドルの遊びも大きいためにより慎重な操作が求められるのに、実際に被告人車両は走行車線に戻り切れずに右前後輪が本件中央分離帯に衝突しており、ハンドル操作は不十分であったもので、左にハンドルを切っただけで本件中央分離帯に衝突することはないと思っていた旨を被告人が述べていることからすると、被告人において、周囲から得られる情報から状況を判断して対処する能力が大きく低下していたと認められる。被告人は、フリードをワーゲンと誤認したことを前提とする供述をしているところ、本件中央分離帯との衝突の直前に至っても全く減速せずに、満足げともとれる声を発しながら目前に迫る本件中央分離帯の方向ではなくフリードが存在する右方に視線を向けており、ワーゲンに対する怒りにより目の前のフリードをワーゲンと誤認して威嚇しようとしたものと認められる。これらの一連の行動からすれば、被告人は、怒りの対象であるワーゲンに意識が固着したこともあって、本件中央分離帯への衝突という自らの生命に迫る危険への認識すら欠落した状態であったと認められる。ワーゲンとフリードを誤認した点も、両車は同系色であるも車高や形状が異なる上、被告人が本件事故前交差点において信号待ちをしていた約１分間、ワーゲンは同交差点を通過し走り去っていて、発進後３０秒程度で追い付けるような位置にワーゲンがいるとは通常考えられず、被告人の認知、判断能力が大きく低下していたことを強く疑わせる事情である。

本件事故前の運転状況を検討すると、車線変更してきた軽四自動車に対し、急ブレーキを掛けなくても十分対処できる距離的余裕があったのに、急ブレー

キを掛けて約３７０ｃｍの距離にまで接近する事態になったことからは、被告人の注意能力や反応速度が低下していた状態が継続していたことが見て取れ、本件事故前交差点を赤色信号であったのに見切り発進して時速約９０ｋｍまで急加速したことも、自制心が低下し速度感にも狂いが生じた状態が継続していたことを強く裏付ける。

このように、被告人は、本件事故前の約１２分間という短い間に異常な運転を繰り返し、本件事故時には、時速約９０ｋｍの速度で減速しようとしないまま本件中央分離帯側に右ハンドルを切ったばかりか、意識を向けるはずの本件中央分離帯にではなく威嚇の対象である他車の方に視線を向けるという、自らの生命への危機意識すら欠落したともいうべき常軌を逸した行動に出ており、その要因は、アルコールの影響があったとしなければ説明が極めて困難である。これら被告人の一連の運転行為等に、高濃度のアルコール保有状況も併せ考慮すれば、被告人は、本件事故当時アルコールの影響により注意能力や判断能力が著しく鈍麻しており、道路状況を認知し自己がとるべき行動を判断して運転操作を実行することが困難な状態であったと認められる。

以上より、被告人は、本件事故当時アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態、すなわち正常な運転が困難な状態であったと認められる。

(5) 故意について

原判決は、被告人が運転開始直前に前記焼酎２本を飲んでから本件事故まで１時間余りしか経過しておらず、本件事故当時身体に保有していたアルコール濃度が高濃度であったこと、そのような状態で被告人が危険な運転を繰り返していた状況からすれば、本件事故当時、被告人にはアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることの認識があり、危険運転致死傷罪の故意が認められる。

(6) 結　論

被告人には危険運転致死傷罪の成立が認められる。

２　当裁判所の判断

原判決の事実認定には論理則、経験則等に照らして不合理な点はなく、また、法令適用の誤りも認められず、当裁判所もこれを是認することができる。

(1) 被告人はアルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったとする認定について

ア　所論は、危険運転致死傷罪の「正常な運転が困難な状態」とは、単にアルコールの影響により能力が低下しているという抽象的状態では足りず、また生理学的な酔いの程度を指すものでもなく、現実の運転場面において道路交通の状況に応じた運転操作を行うことが困難であったといえる具体的な状態を要し、進行を制御し状況に対応する能力を喪失していたかどうかを厳格に問うものであるのに、原判決は、血中アルコール濃度及び一般的、抽象的な医学的知見から正常運転困難状態を推認しており、誤った法的判断の枠組みを用いている、被告人が運転を一定時間継続していた本件では、単にアルコール濃度のみをもって正常運転困難状態を認定することはできないのに、原判決は、被告人の具体的な運転状況との対応関係を十分検討しておらず、当該運転行動がなぜアルコールの影響によるものといえるかについて具体的論証が欠けている、と主張する。

しかし、原判決は、単に血中アルコール濃度や一般的な医学的知見、あるいはアルコールの影響により能力が低下している抽象的状態をもって、被告人が正常な運転が困難な状態にあったと判断しているのではなく、被告人の本件事故当時の血中アルコール濃度の推定値や飲酒量等を前提に、飲酒が人体にいかなる影響を及ぼすかについて専門家であるＥ教授の証言を踏まえつつ、本件事故時の被告人の運転状況等について、被告人の車両の速度感や本件中央分離帯との距離感についての大きな狂い、ハンドル操作の不十分さ、周囲の状況を判断して対処する認知、判断能力の大きな低下が見て取れ、自らの生命の危険に

対する認識すら欠落したかのような行動に出ている旨を具体的に指摘するとともに、本件事故前の運転状況等についても、注意能力や反応速度の低下が継続しており、加えて、自制心が低下し速度感にも狂いが生じた状態が継続していた旨を指摘するなど、被告人が身体に保有していた高濃度のアルコールが、自動車運転に必要な各種能力等にいかに影響し異常な運転を行っていたかを具体的に認定している。所論は採用できない。

所論は、原判決が依拠するＥ証言はあくまでアルコール医学上の一般論を述べたものにすぎず、被告人が本件当時具体的にどの程度の認知の障害や判断能力の低下が発現していたかを直接立証するものではないとも指摘するが、同証言では、一般論にとどまらず、被告人の個々の運転状況にどのようにアルコールの影響が及んでいると考えられるかについての専門的知見が具体的に示されており（原審Ｅ証言１６頁以下等）、所論の指摘は当たらない。

所論は、原判決は、複数の局所的な被告人の運転行動を個別的に取り上げ、それらを総合してアルコールの影響があったとしなければ説明が極めて困難であると評価しているが、これらの行動はいずれも単発的、状況依存的なものであり、継続的かつ一貫した異常運転とは性質を異にするものであるから、原判決の評価手法には問題がある、と主張する。しかし、原判決は、本件事故時及び本件事故前の双方の運転状況につき、アルコールの影響による認知、判断能力等の抑制・障害をうかがわせる異常ないし危険な運転状況を相当数指摘し、これらを複合的に考慮して、アルコールの影響が及んでいた旨認定しているのであり、一連の運転状況をもって単発的、状況依存的とする所論の指摘は当たらないというべきである。原判決の評価手法に問題はなく、所論は採用できない。

イ　所論は、午後３時４７分頃から午後４時３分頃までの運転状況について、被告人は、運転開始後、道路や周囲を走る車両の状況を的確に把握し、それらに合わせて運転できており、刻一刻と変化する外部情報を適切にフィルタ

リングしてハンドル・ブレーキ操作に還元し、流れに乗る運転を維持して、ルーティンという言葉では説明できない高度の意識的判断を連続して行っていたとして、特に、第２通行帯のほぼ中央の位置を維持し、前方車両との車間距離を一定に保って走行し、前方の信号表示や前方車両の更に前を走行する車両がブレーキを踏んでいる様子が見えた際は状況に応じて速度を上げたり緩めたりしていた旨を指摘するとともに、被告人が正常に見える運転を行っていたことに関する原判決の評価手法は、重大事故が発生した以上は正常運転困難状態が存在したはずであるという結果論的推認に陥る危険をはらむものであると論難する。しかし、原判決は、被告人は運転開始後原審弁護人の指摘する範囲で正常に見える運転ができていたことを前提とした上で、Ｅ証言において、被告人には常習多量飲酒者に見られるアルコール耐性が形成されていた可能性が指摘され、飲酒状態でもルーティンの経路を通常走行する限りは目に見えるような運動機能の障害は出なかったが、軽四自動車の車線変更等といったイレギュラーな事態に遭遇して正常な判断・対処が困難になっていたと考えられる旨述べられていること等を踏まえ、その点は、本件事故当時アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったことに合理的な疑いを生じさせるような事情とはいえないと説示している。原判決のこの説示は、本件の具体的な事実関係や専門的知見であるＥ証言を十分に踏まえた合理的な評価であるといえ、所論指摘は当たらない。

所論は、午後４時３分頃の運転状況について、前方車両に限らず周囲を走行する車両の状況に合わせて運転していた被告人が、この時点に限って急ブレーキを掛けることとなったのは、軽四自動車が車線変更をしたタイミングで同車両の前を走る車両が赤色信号に沿ってブレーキを掛け始めたため、相対的に強めにブレーキを踏まざるを得なくなったからであり、他車の不規則な動きに応じて強めの制動が必要となる状況に即して合理的対応をしたといえ、危険を察知し最短時間で最大限の回避行動を取る能力が残存していたことの証左である

などとして、アルコールの影響により被告人の前方に対する注意能力や反応速度が低下していたという原判決の認定は結論ありきの論理であると主張する。しかし、被告人車両のドライブレコーダー映像（原審甲１２２）によれば、被告人は、進路前方に車線変更をしてきた軽四自動車を前に、いまだ十分な車間距離がある位置からは減速することなく、同車との車間距離が詰まった後急ブレーキを掛けて減速しており、その間被告人車両は軽四自動車後部のかなり近くにまで接近したことが認められる。原判決が、被告人の注意能力等が低下していた状態が継続していたことが見て取れるとした評価は、結論ありきの論理などではなく、このような被告人の運転状況に基づく相当なものである。そして、所論の指摘は、前記ドライブレコーダー映像から認められる、被告人において、軽四自動車の前方車両のブレーキランプが点灯した後もなおブレーキを掛けず、減速せずに進行し、前記のように軽四自動車にかなり接近した後に急ブレーキを掛けたという運転状況にそぐわず、採用の限りではない。

所論は、午後４時１３分頃から午後４時１４分頃までの運転状況について、①被告人がブレーキを掛けハンドルを切ったのは、ワーゲンが被告人車両の前方に車線変更をしてきたのを受け、ワーゲンとの接触を避けるためブレーキを踏むのに合わせて思わずハンドルを右に切ったものである、②被告人はワーゲンの割込みに対して「ばっかやろう」と発言したものの、以降は同車との車間距離を詰めるなどあおり運転に相当するような運転操作はしておらず、むしろ車間距離は広がっていった上、本件事故前交差点に差し掛かった際も赤色信号を無視して追走するなどせず、これに従って停車したのであるから、被告人がワーゲンに対する怒り、意識の固着があったと認定するのは客観的状況と整合せず誤りである、と主張する。しかし、①の点につき、ワーゲンとの接触を避けるために被告人がハンドルを右に切る必要はなく、被告人は、ワーゲンの割込みに憤慨したがためにハンドルを操作して車体を揺り動かすなどしたと認められ、ワーゲンとの接触を避けるために思わずとった行動であったなどとはい

えない。また、②の点につき、所論が指摘する範囲に限っては被告人の運転状況に危険、異常な点はないにしても、その後被告人は、ワーゲンの割込みへの憤慨から、ワーゲンと誤認したフリードを時速約９０ｋｍ（スピードリミッターによる被告人車両の限界速度）まで加速して追走しようとしたと認められ、本件事故の発生につながる危険な運転操作に及んでいるのであり、一連の運転状況を踏まえると、所論指摘をもって、本件事故当時アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったとする認定は妨げられない。所論は採用できない。

所論は、午後４時１５分の運転状況について、①被告人が本件事故前交差点を見切り発車したことについて、それ自体は被告人に限らず、飲酒の有無に関係なく行われている、②時速約９０ｋｍに達するまで加速したのは、少しでも早く目的地に着いて退勤を早めるためであり、本件事故前交差点では先頭で停車し、前方に車両がなかったために加速が可能であったのであって、周囲の交通状況にそぐわない中で加速したわけではなく、加速の点のみをもって危険性の高い行為であるとはいえない、と主張する。しかし、原判決は、①の運転状況をその認定根拠に挙げておらず、②についても、原判決は、被告人が加速したことのみならず、本件中央分離帯の存在を十分認識していながら、これに間もなく到達するような状況下で全く減速せずに本件中央分離帯がある右側にハンドルを切るという危険な行為に出ているとして、速度感や距離感に大きな狂いが生じていたと認め、ひいては、他の一連の危険な運転操作をも踏まえて、本件事故当時アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったと認定している。所論が、被告人が加速した動機、理由につき指摘する点は当たらない。所論はいずれも採用できない。

所論は、本件事故直前のハンドル操作について、中央分離帯等周囲の道路環境への注意の逸脱や判断ミスとして説明可能であり、アルコールの影響に限定されるものではない、右折レーンへはみ出した後、被告人が左にハンドルを切

り戻したことは、結果的には不十分であったものの、中央分離帯へ接触する可能性を認識し、車両が不適切な位置にあるのを修正、回避する操作を現実に試みたことを示しており、被告人の認知、判断、操作の過程が完全に破綻していなかったことを強く示唆している、と主張する。しかし、この時点における被告人の運転状況は、本件中央分離帯が間近に迫る中、時速約９０ｋｍまで加速して進行しつつ、あえて右にハンドルを切って右折専用レーンに被告人車両をはみ出させ、威嚇した右方の車両を見て前方に十分意識を向けずに進行し、左にハンドルを切るも本件中央分離帯に車両を衝突させたというものであり、重心が高くハンドルの遊びも大きい車両が高速度で走行する中でこのような運転操作をすることは車体自体の安定性を損なうものであって、極めて危険な行為である。このような被告人の運転状況は、単純な不注意や判断ミスとして説明がつくものではなく、アルコールの影響があったとしなければ説明が極めて困難であるとする原判決の評価が不合理であるとはいえない。そして、被告人が左にハンドルを切り戻した操作をみても、すでに危険な運転操作に及んだ後の、状況回復に至るには不十分な操作をしたというにすぎない。被告人のハンドル操作を個別にではなく、一連の運転操作を全体としてみれば、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったという評価は免れないというべきである。所論は採用できない。

(2) 故意の認定について

所論は、原判決が、血中アルコール濃度及び運転態様から被告人に正常運転困難状態の認識があったと推認しているのは、結果の危険性から遡って主観的認識を推認するもので許されない推論である、被告人は、本件事故直前までの一定時間、車線維持、信号停止、加減速操作等を行うなどしており、このことは、自らは運転の継続が可能であると認識していたことと整合することや、酩酊の客観的兆候が明確でないことなどは、被告人が自己の運転能力を主観的には認識していたことを示しており、正常運転困難状態の認識を基礎付けるもの

ではないとして、故意の認定には合理的疑いが残ると主張する。

しかし、当時の被告人の認識については、飲酒の状況やその量、一連の運転内容等の事実関係を踏まえてその検討を行う必要があるのであり、原判決の認定方法やその過程に誤りはない。そして、被告人は、相当量の飲酒をして身体に多量のアルコールを保有した状態で運転を開始し、現に明らかに危険な一連の運転操作に及んでおり、このような自身の心身の状態や運転行為について被告人の認識に欠けるところはなかったといえる以上、被告人にはアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であるとの認識があり、危険運転致死傷罪の故意を有していたものと認めた原判決の判断に誤りはない。所論は採用できない。

(3) 小　括

その他の所論を踏まえて検討しても、原判示のとおり危険運転致死傷罪の成立を認めた判断に事実の誤認や法令適用の誤りがあるとは認められない。事実誤認及び法令適用の誤りの論旨は理由がない。

第３　量刑不当の論旨について

１　原判決の判断及び理由（概要）

被告人は、高濃度のアルコールを身体に保有する状態で運転を開始し、自車の速度や周囲の道路状況に応じた運転操作を行うことが困難な状態で相当重量のトラックを走行させ、時速約９０ｋｍから減速せずに、本件交差点進入時に本件中央分離帯側に急ハンドルを切るという危険な運転操作を行って本件事故を引き起こしており、非常に危険性の高い悪質な運転態様であった。被害者らに落ち度は全くない。

被害結果は、２歳の幼児を含む三世代の尊い生命を失わせ１人を負傷させたものであり、極めて甚大である。被害者らの無念の気持ち、遺族らの悲嘆の心情は察するに余りあり、厳しい処罰を求めるのも当然である。

被告人は、職業運転手として運転に高い注意力が求められていたにもかかわ

らず、身勝手な欲望のままに飲酒運転を繰り返す中で、本件当日も呼気検査後に多量の飲酒をして運転を開始した経緯は悪質極まりなく、飲酒運転に対する規範意識は著しく鈍麻していたのであり、本件事故は、被告人が常習的に飲酒運転を繰り返す中で起こるべくして起きた事故である。本件事故は、被告人が割込み車両に怒りを募らせたことが直接の契機となって起きたところ、その事情は危険な運転行為を正当化する理由にはなり得ない上、運転上全く必要のないあおり行為、威嚇行為をしたことで本件事故を起こした経緯にはより一層の非難が向けられるべきである。

以上の犯情からすれば、被告人の刑事責任は重大であり、基本的に危険運転致死罪の法定刑の上限に妥当する重さである。

一般情状について検討すると、被告人は遺族らに一応の謝罪の弁を述べているものの、高濃度のアルコールが血中から検出されていながら、当日飲酒をした記憶はないなどと不合理な弁解に終始し、犯した罪に真摯に向き合って反省しているとはいい難い。本件運送会社の加入保険等により被害者及び遺族らに一定の賠償がなされる見込みであることなど被告人に有利に酌む余地のある事情を検討しても、法定刑の上限から刑期を減じるほどの事情があるとは評価できず、被告人に対しては、犯した罪の重さに見合う法定刑の上限である懲役２０年の刑を科すのが相当である。

２　当裁判所の判断

所論を踏まえて検討しても、原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。

所論は、懲役２０年という量刑は危険運転致死傷罪の最高刑であるところ、被告人の運転行為は非難されるべきものであるとしても、本件事故の直前までは、道路状況に応じ、目的地へ向かおうと運転していたものであるから、最初から誰を殺しても構わないなどと暴走した事案とは一線を画すべきであると主張する。しかし、所論指摘とは異なり、本件事故時に至るまで一連の危険な運

転操作に及んでいたのであり、原判決が本件を所論指摘のような類型の事案とみていないことはもとより明らかであって、所論は採用の限りではない。

また、所論は、原判決の被告人が常習的に飲酒運転をしていたという認定には十分な根拠がないとも主張するが、原審証拠によれば、被告人は、令和６年４月２２日以降５回にわたり飲酒運転に及んでいたことが認められ、原判決の認定に誤りはない。所論は失当である。

また、所論は、原判決は、当日飲酒した記憶がない旨の被告人供述は虚偽であるとして反省が欠如していると断じているが、Ｅ証言にあるように、アルコール摂取下で記憶の断片化が起きるのは医学的事実であり、被告人が記憶にないことについてその旨述べるのは当然認められるべき防御権の範囲内であるから、原判決の評価は酷であるとも主張する。しかし、原判決は、被告人が当日飲酒をした事実は客観的な状況等から明らかであるのに、被告人がこれを否定する供述をしていることを挙げて、被告人の反省状況を前記のように評価したものと解される。被告人は、捜査段階では、トラックで会社を出発する前に焼酎のワンカップを２本飲んだことを供述しており、被告人の供述状況がアルコールの影響に伴う記憶の欠落によるものとは解し難く、原判決の評価が被告人の権利等を不当に制約するものともいえない。所論は採用できない。

その他の所論を踏まえて検討しても、原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。量刑不当の論旨も理由がない。

第４　結　論

よって、刑訴法３９６条、刑法２１条により、主文のとおり判決する。

令和８年１１月５日

東京高等裁判所第６刑事部

裁判長裁判官　　入　　江　　猛

5

裁判官　　三　　浦　　隆　　昭

裁判官　　坂　　田　　正　　史